

## 企業誘致実践力強化事業に関する業務委託の参加意思確認及び提案を求める公告

令和8年2月26日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 1 目的

本業務は、県内の市町村において企業誘致や産業用地開発を担当する職員に対して、研修を実施するとともに、個別課題に対する相談支援を行い、企業誘致等の実践力を強化することを目的としている。

本業務を円滑に実施するため、企業誘致や産業用地開発に関する豊富な情報と調査研究実績を有し、地方公共団体の職員等を対象に産業用地開発に関連する法制度や企業誘致手法等の研修を毎年実施するとともに、地方公共団体における産業用地開発に係る種々の業務を受注した実績を有する一般財団法人日本立地センター（以下「特定の法人」という。）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、特定の法人以外の者で下記3の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認申請書等の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の法人との随意契約手続に移行する。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者による企画競争（プロポーザル方式）を行い、契約の相手方を決定する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名：企業誘致実践力強化事業業務委託
- (2) 業務内容：別紙「企業誘致実践力強化事業業務委託 仕様書」による。
- (3) 業務期間：令和8年4月1日から令和9年3月26日まで
- (4) 契約限度額：2,786,300円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

### 3 応募要件

下記の要件を全て満たしていること。

- (1) 基本的要件
  - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
  - (ウ) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (エ) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (オ) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (キ) 本店又は主たる事務所所在地の都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (ク) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、下記のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
  - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 中立性・公平性に関する要件

中立性・公平性を保つための規定が社内規則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(3) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(4) 業務執行体制に関する要件

(ア) 業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

(イ) 企業誘致や産業用地開発に関する豊富な情報と調査研究実績があり、本業務を遂行するために必要な専門的知識を有する者を配置する執行体制であること。

(5) 業務実績に関する要件

(ア) 令和 2 年度から令和 7 年度までに、企業誘致を担当する地方公共団体の職員に対して、産業用地開発に係る法制度や企業誘致手法、産業動向等に関する研修の実績を 3 回以上有すること。

(イ) 令和 5 年度から令和 7 年度までに、官公庁（国又は地方公共団体）から発注された類似業務の受注実績を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部

企業誘致・投資促進課 開発推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

電話番号 086-226-7389

電子メールアドレス kiyuu@pref.okayama.lg.jp

## 5 業務委託参加手続等

### (1) 仕様書等の配布

#### 1) 配布期間

令和8年2月26日(木)午前9時から同年3月26日(木)午後4時まで

#### 2) 配布方法

下記の産業労働部企業誘致・投資促進課ホームページからダウンロードすること。  
<https://www.pref.okayama.jp/page/959751.html>

### (2) 業務内容に関する質問の受付及び回答

#### 1) 受付期間

令和8年2月26日(木)午前9時から同年3月6日(金)午後4時まで

ただし、岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

#### 2) 質問方法

質問票(様式第1号)により電子メールで質問することとし、その旨を電話にて連絡すること。

#### 3) 送付先

「4 契約条項を示す場所」のとおり。

#### 4) 質問に対する回答

電子メールによる回答とする。

### (3) 参加意思確認申請書の提出

#### 1) 提出期間

令和8年2月26日(木)午前9時から同年3月12日(木)午後4時まで

ただし、岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

#### 2) 提出書類

(ア) 参加意思確認申請書(様式第2号)

(イ) 応募要件に関する調書(様式第3号)

(ウ) 誓約書(岡山県暴力団排除条例関連)(様式第4号)

(エ) 法人の概要、活動内容を示したパンフレット等

(オ) 前記3の応募要件を満たしていることが確認できる書類

#### 3) 提出部数

1部

#### 4) 提出方法

持参又は郵便若しくは信書便による送付とする。

なお、郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。

#### 5) 提出場所

「4 契約条項を示す場所」のとおり。

## 6 参加意思確認申請書の審査

### (1) 審査方法

(ア) 参加意思確認申請書が提出された場合においては、応募者が「3 応募要件」を満たすかについて審査を行う。

(イ) 審査の過程において、応募要件の充足を証する書類の追加提出や提出書類に関するヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査結果の通知

(ア) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、業務提案書（様式第5号）等の要請を行う。

(イ) 審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、その旨を書面により通知する。

## 7 提案書等の審査

(1) 提案書等の提出方法

1) 提出期間

令和8年3月23日（月）午前9時から同年3月26日（木）午後4時まで  
ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

2) 提出書類

(ア) 業務提案書（様式第5号）

(イ) 業務計画書（様式第6号）

(ウ) 業務見積書（様式第7号）

(エ) 法人に関する調書（様式第8号）

(オ) その他必要と認めた書類

3) 提出部数

1部

4) 提出方法

持参又は郵便若しくは信書便による送付とする。

なお、郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。

5) 提出場所

「4 契約条項を示す場所」のとおり。

(2) 審査方法

(ア) 岡山県産業労働部内に設置する審査会において、別に定める審査基準により提出書類を審査し、契約の相手方を選定する。

(イ) 審査の過程において、追加資料の提出や提出書類に関するヒアリングを実施する場合がある。

(3) 審査結果の通知

書面により通知する。

## 8 その他

(ア) 提出された書類は、返却しない。また、提出期間以降における書類の差し替え、再提出は認めない。

(イ) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(ウ) 提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、県が公表等のために必要な場合は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用できるもの

とする。

- (エ) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。
- (オ) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他応募者及びその関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、応募を無効とする。
- (カ) 審査後に本公告及び仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (キ) 次のいずれかに該当する場合は、特定の法人との随意契約手続に移行する。
  - ① 申請書の提出者がいない場合
  - ② 申請書を提出している者が、申請を取り下げ、他に申請書の提出者がいない場合
  - ③ 参加資格要件の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合
  - ④ 応募要件を満たしている者が、参加資格要件の審査の結果通知後に応募要件を満たさなくなり、他に応募要件を満たしている者がいない場合
  - ⑤ 応募要件を満たしている者が、企画競争（プロポーザル方式）を辞退し、他に応募要件を満たしている者がいない場合
- (ク) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。
- (ケ) 業務委託契約書の作成を要する。
- (コ) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (サ) 契約締結日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。
- (シ) 令和 8 年 2 月定例県議会において、当該事業の予算が議決されることを提案書等の審査、契約締結等の条件とする。
- (ス) その他必要な事項は、岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課長が定める。